

平成 29 年 7 月
海事局船員政策課

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示について

1. 背景

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成29年10月1日から施行されることに伴い、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成22年国土交通省告示第703号。以下「船員育児・介護指針」という。）について所要の改正を行うこととする。

2. 概要

- (1) 事業主が船員に対して周知するに当たって講ずべき事項
法第21条第1項の規定による育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項を追加する。
- (2) 育児休暇の例示
法第24条第1項の規定に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を例示する。
 - ・ 配偶者の出産に伴い取得することができる休暇（配偶者出産休暇）
 - ・ 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇（執行年次有給休暇の積立による休暇制度の一環として措置することを含む。）
- (3) 職場における育児休業等に関するハラスメントの内容
船員の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは「制度等の利用を阻害するもの」に含まれないこととする。

3. スケジュール（予定）

公布：平成29年9月上旬
施行：平成29年10月1日